

小浜市の空き店舗利用を検討されている IT関係企業のみなさまへ

『小浜市空き店舗等活用企業誘致 モデル事業』のお知らせ

市外の企業の誘致を促進するため、小浜市内の空き店舗等を利用して立地する場合、市が空き店舗等の賃借料等を補助いたします。

対象者

小浜市外の情報サービス業を営む中小企業で、小浜市内の空き店舗、空き工場、空き事務所等を活用し、新規事業所を開設するもの

※情報サービス業：日本標準産業分類に掲げる情報サービス業及びインターネット付随サービス業

補助内容



① 空き店舗等の賃借料等

補助要件		限度額（年額）
操業開始時の市内での	1～9人	300万円
新規雇用者数	10人～	500万円

※ 賃借料について

- 1) 空き店舗・空き工場等のリニューアルに係る期間における賃借料を含む
- 2) 空き店舗・空き工場等の賃借に係る保証料（礼金・敷金等）は除く

② 補助期間 1年

※ ただし、雇用の増加により2年間の延長が可能

③ 改装費用等 限度額 300万円

アクセスマップ



お問い合わせ

小浜市役所産業部商工観光課
企業誘致・雇用推進グループ

T E L : 0770-53-9705(ダイヤルイン)
F A X : 0770-52-1401
E-mail : koyo@city.obama.lg.jp